

る第三十条第二項の特別決定が

| | | | | | |
|-------------------------|----------------|-------------------|--------------------------|---|------------------------------|
| | | | | | |
| 第五十六条第一項 | 第四十六条第二項 | 第四十三条第三項 及び第四項 | 第四十三条第五項 | 第四十六条规定第一項 | 第二号 |
| 還付金又は国税に係る過誤納金（以下 國税 | その納期限（ その国税 | 国税に 国税を | 国税又は特別還付金に 国税又は特別還付金を | 特別還付金でその納付すべき期限がそ の損失を受けた日以後に到来するもの その特別還付金の納期限（ その特別還付金 | 税額 額 |
| 特別還付金 | | | | | 国税 税額又は特別還付金につき納付すべき 額 |

| | | | | |
|----------|-----------------|-------------------|---------|-------------|
| | | | | 「還付金等」という。) |
| | | | 還付しなければ | 支払わなければ |
| 第五十六条第二項 | 還付すべき還付金等について還付 | 支払うべき特別還付金について支払 | | |
| 第五十七条第一項 | 還付金等が | 特別還付金が | | |
| | その還付を | その支払を | | |
| | 国税(| 特別還付金又は国税(| | |
| | 限る。 | 限る。以下この項において「特別還付 | | |
| | 金等」という。 | | | |
| | 還付に代えて、還付金等 | 支払に代えて、特別還付金 | | |
| | その国税 | その特別還付金等 | | |
| | その還付金等 | その特別還付金 | | |
| となる国税 | となる特別還付金等 | | | |
| 第五十七条第二項 | 特別還付金 | | | |
| 還付金等 | | | | |

| | | | | | |
|---------------------|------|--------------|------------|---------|----------------------|
| | | | | | |
| 第一号及び第二号 | | | | | 第五十八条第二項 還付金等の請求権 |
| 第六十条第三項 | | | 国税 | 特別還付金 | 特別還付金の支給を受ける権利 |
| 第六十二条第一項 | | 税額の属する税目の国税 | 国税 | 特別還付金 | |
| 第六十二条第二項 | 賦課決定 | 國稅 | 稅額 | 特別還付金 | |
| 第七十一条第一項 | | 賦課決定 | 特別還付金 | 特別還付金の額 | |
| 第二号 | | | | | |
| 第七十三条第一項 | 國稅に | 國稅の徵收権 | 賦課決定又は特別決定 | 特別還付金 | |
| 第七十三条第一項 | | 特別還付金を徵收する権利 | 賦課決定又は特別決定 | 特別還付金 | 特別還付金の支給 |
| 更正又は決定 その更正又は決定 | | 特別還付金に | | | 項 (特別還付金の支給) の規定による |
| 租税特別措置法第九十七条の二第十五 | | | | | |
| 項 (特別還付金の支給) の規定による | | | | | |

第一百十七条第一項

納税申告書の提出その他国税

| | |
|-----------|------------------------------|
| 第一百十七条第二項 | 国税の納税地を所轄する税務署長 |
| 還付金 | 租税特別措置法第九十七条の二第三項に規定する所轄税務署長 |

25 第七項及び第十六項の特別還付金の支払については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第九条の十の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第五十七条」とあるのは「第五十七条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十七条の二第二十四項において準用する場合に限る。）」と、「該当する還付金等」とあるのは「該当する特別還付金」と、同項第二号中「国税に係る還付金等」とあるのは「租税特別措置法第九十七条の二第一項に規定する特別還付金」と、「の還付」とあるのは「の支払」と、「当該還付金等」とあるのは「当該特別還付金」と、同条第三項

中「還付金等の還付」とあるのは「特別還付金の支払」と、「当該還付を」とあるのは「当該支払を」と、「当該還付金等」とあるのは「当該特別還付金」と読み替えるものとする。

26

特定相続人が二人以上ある場合における特別還付金請求書の提出に関する特例、特別還付金請求書を提出する者が第五項第一号口に掲げる場合に該当する者である場合における当該特別還付金請求書に添付すべき書類の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

27

国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特別還付金の支給に関する調査について必要があるときは、当該特別還付金に係る特別還付金請求書を提出した者に質問し、又はその者の当該特別還付金に関する書類その他の物件を検査することができる。

28

国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

29

第二十七項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

30

偽りその他不正の手段により特別還付金の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金

い。

に処する。ただし、刑法に正条があるときは、同法による。

31 第二十七項の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、若しくは当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした書類を提示した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十八条の表の都道府県の項中「並びに第三十七条第一項の表の第十二号の上欄」及び「並びに第六十五条の七第一項の表の第十三号の上欄」を削り、同表の市町村の項中「第三十一条の二第二項第十五号二」を「並びに第三十一条の二第二項第十五号二に規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十四号の二に規定する指定の事務」に、「第六十三条第三項第七号イ及びロ並びに」を「並びに第六十三条第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務、」に改める。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第二十一条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第七条第一項、第二項、第七項及び第八項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第十一条第三項中「第二十七条」を「第二十六条」に、「充てん場」を「充填場」に改め、同項第三号中「充てん場」を「充填場」に改める。

第二十二条第一項中「又はその消費し」を「その消費し」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 当該職員は、内国消費税の調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第二十二条に次の二項を加える。

5 国税に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の

十一まで（納税義務者等に対する調査の事前通知等）の規定は、税関長が、当該職員に第一項に規定する者に対し同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

6 第四項に定めるもののほか、第二項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条第二号中「の提出を怠り」を「をその提出期限までに提出せず」に改め、同条第三号中「記載を怠り」を「記載をせず」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第二十二条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第二十二条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2　国外送金等調書を提出すべき金融機関のうち、当該国外送金等調書の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた国外送金等調書の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものは、前項の規定にかかわらず、その者が国外送金等調書に記載すべきものとされる同項に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかにより同項に規定する税務署長に提供しなければならない。

一　財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法

二　当該記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

第四条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　国外送金等調書を提出すべき金融機関（前項の規定に該当する者を除く。）が、政令で定めるところ

により第一項に規定する税務署長の承認を受けた場合又は当該国外送金等調書の提出期限の属する年の前年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき国外送金等調書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該国外送金等調書の提出に代えることができる。

4 第二項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第一項の規定により国外送金等調書の提出が行われたものとみなして、この法律の規定を適用する。

第五条の見出しを「（当該職員の質問検査権等）」に改め、同条第一項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外送金等調書の提出に関する調査について必要があると

きは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第五条に次の二項を加える。

5 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）

第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に国外送金等調書を提出する義務がある者に対し第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

6 第四項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条第四号を次のように改める。

四 第五条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提示出したとき。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第二十三条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十

年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第一項及び第十八条中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第十九条を次のように改める。

(当該職員の質問検査権等)

第十九条 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第一号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十二第二項の規定は、たばこ特別税に関する調査を行う場合について準用する。

2 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の五第一号の規定によるたばこ特別税に関する質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは採取をする場合又は同法第七十四条の十二第二項の職務を執行する場合について準用する。

3 第一項において準用する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四

条の五第一号ハの規定により採取した見本に関しては、第五条及び第十二条の規定は、適用しない。

第二十条第一項の表国税通則法の項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二十一条に次の二項を加える。

3 第一項第一号に規定するもののほか、第十二条第一項の規定によりたばこ税の申告にあわせて申告しなければならないたばこ特別税の申告を、当該たばこ税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないことによりたばこ特別税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ特別税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超えたがたばこ特別税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項において準用する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第一号イ若しくはロの規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同号イからハまでの規定による検査若しくは採取を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十九条第一項において準用する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第一号イの規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第二十三条第二項中「第二十一条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十四条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八条中「（平成十八年法律第五十号）の下に「。次項において「整備法」という。」を、「存続するもの」の下に「（次項において「特例民法法人」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2 特例民法法人であつて整備法第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第百六条第一項の登記をしたものうち、退職金共済事業を行う法人であつて政令で定めるものは、新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、新所得税法その他所得税に関する法令の規定を適用する。

附則第十一条に後段として次のように加える。

この場合において、当該外国法人の平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度の所得に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「百分の二十二」とあるのは、「百分の十九」とする。

附則第三十二条第一項、第三十三条第二項、第四十三条第二項、第四十五条第一項及び第二項並びに第九十四条第二項及び第四項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第二十五条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条のうち、租税特別措置法第十条の二の二第一項第二号の改正規定を削り、同法第四十二条の三

の改正規定を次のように改める。

第四十二条の三第四項第二号中「規定する報告書」の下に「第三十七条の十四第十五項に規定する報告書」を加え、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十一の三第十一項」の下に「第三十七条の十四第十七項」を加える。

第十八条のうち租税特別措置法第四十二条の五第一項第二号の改正規定を削る。

附則第一条第六号を削り、同条第七号口を次のように改める。

口 第十八条中租税特別措置法第四条の四第二項の改正規定

附則第一条第七号を同条第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 附則第六十四条第三項及び第四項の規定 平成二十五年十月一日

七の二 第十八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の七」を「第九条の八」に改める部分に限る。）、同法第二章第一節中第九条の七の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条の十の二第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第四十二条の十九の五第一項の改正規定及び同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに附則第五十二

条、第六十一条並びに第六十四条第一項及び第二項の規定 平成二十六年一月一日

附則第一条第九号を次のように改める。

九 削除

附則第五十二条中「平成二十四年一月一日」を「平成二十六年一月一日」に改める。

附則第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

附則第六十一条中「平成二十四年分」を「平成二十六年分」に、「平成二十三年分」を「平成二十五年分」に改める。

附則第六十四条中「平成二十四年一月一日」を「平成二十六年一月一日」に改める。

附則第七十五条を次のように改める。

第七十五条 削除

附則第一百五条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日

イ 第一条中所得税法第二百三十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十三条第二項の改正規定

定

ロ 第二条中法人税法第一百五十九条に二項を加える改正規定及び同法第一百六十三条の改正規定

ハ 第三条中相続税法第六十八条に二項を加える改正規定及び同法第七十一条の改正規定

二 第四条中地価税法第三十九条に二項を加える改正規定及び同法第四十二条第二項の改正規定

ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第

二項の改正規定

ヘ 第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定（同項第四号、第九号、第十号及び第十一号に

係る部分に限る。）及び同法第五十九条第二項の改正規定

ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定（同条第一号から第五号までに係る部分に限る。）及び同法第三十条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

チ 第九条中揮発油税法第二十七条に二項を加える改正規定、同法第二十八条の改正規定（同条第七号を削る部分を除く。）及び同法第二十九条第二項の改正規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十五条に二項を加える改正規定及び同法第十七条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

ヌ 第十一条中石油ガス税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定（同条第一号及び第三号から第六号までに係る部分に限る。）及び同法第三十条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

ル 第十二条中石油石炭税法第二十四条に二項を加える改正規定、同法第二十五条の改正規定（同条第一号から第五号までに係る部分に限る。）及び同法第二十六条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

ヲ 第十三条中航空機燃料税法第二十条に二項を加える改正規定及び同法第二十一条の改正規定（同条第一号及び第二号に係る部分に限る。）

ワ 第十四条中電源開発促進税法第十三条に二項を加える改正規定及び同法第十四条の改正規定（同条第一号及び第二号に係る部分に限る。）

力 第十六条中印紙税法第二十三条の改正規定（同条第二号及び第四号に係る部分に限る。）

ヨ 第十七条中国税通則法の目次の改正規定（「第一百二十八条」を「第一百二十九条」とする改正規定及び同法第二百二十八条第一項の改正規定、同条を同法第二百二十九条とする改正規定及び同法第二百二十七条を同法第二百二十八条とし、同法第二百二十六条の次に一条を加える改正規定（第二百二十七条第一号に係る部分に限る。）

タ 第二十条中租税特別措置法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分に限る。）、

同法第四十二条の三の改正規定（同条第二項第二号、第五号及び第六号に係る部分並びに同条第一項中「又は第三十七条の五第五項第二号」を削り、「同条第二項」を「第三十七条の五第二項」に改める部分を除く。）、同法第七十条の十三の改正規定、同法第八十九条の改正規定（同条第十五項の表揮発油税法第十七条第一項の項及び揮発油税法第十七条第二項の項中「行なわれている」を「行われている」に改める部分を除く。）及び同法第九十条の七第三項の改正規定（同項第六号中「の提出を怠り」を「を提出せず」に改める部分に限る。）並びに附則第一百四十一項第四項の規定

レ 第二十二条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十四条の改正規定（同条に一号を加える部分を除く。）

ソ 第二十三条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第二十一条に二項を加える改正規定及び同法第二十三条第二項の改正規定

二 次に掲げる規定 平成二十三年十月一日

イ 第六条中消費税法第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の改正規定、

同法第十一条の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十二条の二第一項及び第二項の改正規

定、同法第十五条の改正規定並びに同法第五十七条第一項第一号の改正規定並びに附則第四十七条第一項及び第二項の規定

口 第二十条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十条の

〔第三節の二 石油石炭税法の特例〕

四一第九十条の七）」を 第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二—第九

第二款 その他の特例（第九十条の四—第九十条の七）

十条の三の四）に改める部分に限る。）、同法第八条の四第一項第一号の改正規定、同法第九条の

「

三第一号の改正規定、同法第六十六条の四第二項の改正規定、同条第六項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同法第六十八条の八十八第二項の改正規定、同条第六項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同法第六章第三節の二中第九十条の四の前に一款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一

日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第九十条の七第一項の改正規定及び同条第三項の改正規定（同項第六号中「の提出を怠り」を「を提出せず」に改める部分を除く。）並びに附則第六十二条、第六十三条、第一百九条第一項、第一百三十六条第一項及び第一百四十四条から第一百四十八条までの規定

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第十六号に係る部分及び同項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第一百二十条第三項の改正規定、同法第一百二十二条第一項の改正規定、同法第一百五十九条（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百六十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百六十六条の改正規定、同法第一百九十一条第二号の改正規定、同法第一百九十四条第一項第五号の改正規定、同法第一百九十五条の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百一条の

改正規定、同法第二百二十三条第一項の改正規定、同法第二百三条の三第一号の改正規定、同法第二百二十二条の五第一項第二号の改正規定、同法第二百二十四条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十五条第一項の改正規定（同項第八号及び第十号に係る部分を除く。）、同法第二百二十八条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第二百三十三条から第二百三十六条までの改正規定、同法第二百四十二条の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五（九）の改正規定及び同法別表第六の改正規定並びに附則第三条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十三条第一項及び第二項、第十四条第二項及び第三項並びに第十六条の規定

口 第二条中法人税法第二条第四十号の改正規定、同法第二十六条第一項第三号の改正規定、同法第四十条及び第四十一条の改正規定、同法第八十一条の七第一項及び第八十一条の八第一項の改正規定、同法第一百三十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百三十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百四十七条の改正規定、同法第一百五十三条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第一百五十七条までの改正規定並びに同法第一百六十二条の改正規定並びに附則第三十四条及び第三十五条